



ひとり親家庭への支援について

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
平成30年4月

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	1 2 3. 2万世帯 (1 2 3. 8万世帯)	1 8. 7万世帯 (2 2. 3万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9. 5% (8 0. 8%) 死別 8. 0% (7. 5%)	離婚 7 5. 6% (7 4. 3%) 死別 1 9. 0% (1 6. 8%)
3 就業状況	8 1. 8% (8 0. 6%)	8 5. 4% (9 1. 3%)
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 4. 2% (3 9. 4%)	6 8. 2% (6 7. 2%)
うち 自営業	3. 4% (2. 6%)	1 8. 2% (1 5. 6%)
うち パート・アルバイト等	4 3. 8% (4 7. 4%)	6. 4% (8. 0%)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 4 3万円 (2 2 3万円)	4 2 0万円 (3 8 0万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 0 0万円 (1 8 1万円)	3 9 8万円 (3 6 0万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 4 8万円 (2 9 1万円)	5 7 3万円 (4 5 5万円)

出典：平成28年度全国ひとり親世帯等調査

※ () 内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年(平成22年)の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築**

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。**

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍（母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯）
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
1 ハローワークによる支援 <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズハローワーク事業 ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援制度 など 	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業（H15年度創設） <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度自治体実施率：97.4%（112／115） ・相談件数：7万8,848件 ・就職実人数：5,443人 	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業（H17年度創設） <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度自治体実施率：64.0%（579／904） ・プログラム策定数：6,970件 	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金（H15年度創設） <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度自治体実施率：94.2%（852／904） ・支給件数：816件 ・就職件数：637件 	地方公共団体が指定する教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など）を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金（H15年度創設） <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度自治体実施率：95.9%（867／904） ・総支給件数：7,110件（全ての修学年次を合計） ・資格取得者数：2,475人 （看護師 934人、准看護師 1,161人、保育士 142人、介護福祉士 61人等） ・就職者数：1,920人 （看護師 823人、准看護師 782人、保育士 119人、介護福祉士 53人等） 	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金（月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円）、上限3年）を支給する。
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（H27年度創設（補正）） <ul style="list-style-type: none"> ・貸付件数 入学準備金：787件 就職準備金：362件 	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける。
7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（H27年度創設） <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度自治体実施率：22.6%（204／904） ・事前相談：164件 支給件数：28件 	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部（最大6割、上限15万円）を支給する。

（※）115自治体（都道府県、政令市、中核市の合計）、904自治体（都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計）

ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名		支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援		ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,688人 (常勤473人 非常勤1,215人) (相談件数) 746,253件
ひとり親家庭等日常生活支援事業		修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 33,889件
ひとり親家庭等生活向上事業	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 24,746件
	家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	(受講延件数) 11,956件
	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	(利用延件数) 11,963件
	情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 396回
	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	(利用延人数) 69,753人
母子生活支援施設		配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	施設数: 232か所 定員: 4,779世帯 現員: 3,330世帯 (児童 5,479人)
子育て短期支援事業		児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 764箇所 トワイライトステイ実施 : 386箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:平成28年度末現在、母子生活支援施設:平成28年10月1日現在、子育て短期支援事業:平成28年度変更交付決定ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成28年度実績

ヒアリング項目： ひとり親家庭への支援

担当府省：厚生労働省

第4次男女共同参画基本計画における記載箇所		P86 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
女性活躍加速のための重点方針2017との関連	通し番号	35、144
	記載箇所	P5 I あらゆる分野における女性の活躍 1. 女性活躍に資する働き方改革の推進 (4) ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進 ④個人の学び直し・復職・再就職支援 P21 II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 2. 女性活躍のための安全・安心面への支援 (1) ひとり親家庭等への支援 ①「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の着実な実施
女性活躍加速のための重点方針2016との関連	通し番号	103～106
	記載箇所	P12 II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 2. 女性活躍のための安全・安心面への支援 (1) ひとり親家庭等への支援 ①②
女性活躍加速のための重点方針2015との関連	通し番号	80
	記載箇所	P16 3. 女性活躍のための環境整備 (6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備 ①